

2019年10月1日

介護職員等特定処遇改善計画（令和1年度）について

10月から当施設は特定処遇改善加算を算定することにしました。

支給方法は以下の通りです。

（1）特定処遇改善手当の支給対象

①経験・技能のある介護職員

2019年10月現在、介護福祉士の資格を持った職員で、当施設での介護業務の実績が10年以上ある者、または当施設以外での介護業務実績を併せて10年以上ある者。ただし、当施設以外の介護業務については所定の在職証明書が必要。

②他の介護職員

当施設に勤務する介護士（パート職員を含む）

③その他の職員 当施設に勤務する介護士以外の職員で平成30年所得が440万円以下の者（嘱託・パート職員を含まない）

（2）特定処遇改善手当の支給額

以下の①～③の職員に支給する1ヵ月当たりの支給額（1人あたり）

①経験・技能のある介護職員	20,000円（6ヵ月）	120,000円
②他の介護職員	10,000円（6ヵ月）	60,000円
③その他職員	5,000円（6ヵ月）	30,000円

（3）特定処遇改善手当の支給方法

介護報酬による算定月は令和1年10月～令和2年3月であるが、実際の入金は2ヵ月後の令和1年12月～令和2年5月となる。

そこで、令和1年10月～12月分（3ヵ月分）を2月に支給し、令和2年1月～3月分（3ヵ月分）を5月に支給する。

なお、年度途中で入職したもので（1）の条件にあてはまる者は入職月（試用期間を除く）から支給対象とすることにし、年度途中で退職する者は、退職月で精算し翌月支払うこととする。

※ただし、支給額はあくまでも予定で、介護報酬による介護保険収入が予定を上回った場合、また下回った場合は、5月の支給月に精算して支給することとする。